

尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発育を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補聴器購入費」とは、新たに補聴器を購入する経費及び耐用年数経過後に補聴器を更新する経費をいい、「耳あて等交換費」とは耳あて（イヤモールド）及び耳穴型シェル（オーダーメイド）の交換に要する経費をいう。

(助成対象)

第3条 この事業の助成対象者は次の要件を全て満たす児童（以下「助成対象児」という。）とする。

- (1) 保護者等が尼崎市内に住所を有すること。
- (2) 申請日において、0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 原則として両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、片耳の聴力レベルが70デシベル以上で、他方の耳の聴力レベルが70デシベル未満の場合、または片耳の聴力レベルが30デシベル以上で他方の耳の聴力レベルが30デシベル未満の場合において、身体障害者手帳の交付の対象とならない場合も対象とする。
- (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること。

(助成対象からの除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。

- (1) 助成対象児及び保護者等の申請しようとする月の属する年度（4月から6月までの場合にあつては前年度。以下同じ。）分の地方税法の規定による市町民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が23万5千円以上の場合
- (2) 保護者等が助成対象児の生計を維持できない場合は、助成対象児の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で助成対象児の生計を維持する者について、申請しようとする月の属する年度分の地方税法の規定による市町民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が23万5千円以上の場合
- (3) (1) 及び (2) の所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項

第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。（以下「扶養親族」という。））及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。（以下「特定扶養親族」という。））があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(4) 助成対象児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に基づき、補聴器の給付等が受けられる場合

(5) この要綱に基づいて、助成の交付決定を受けてから別表1及び別表2に定める耐用年数を経過していないもの。

(助成金の額等)

第5条 この助成金の額及び補聴器等の耐用年数は、次に定めるところとする。ただし、助成を受けようとする補聴器購入費等の額が次の各号に定める額に満たない場合は当該価格を上限額とする。

また、1回に申請できるのは、別表1及び別表2に定める項目につき、あわせて1項目のみとし、補聴器、耳あて等は両耳で2台（個）まで、FM補聴システム（一式）は1システムとする。

(1) 補聴器購入費として別表1に定める1台（一式）あたりの助成額及び耐用年数

(2) 耳あて等交換費として別表2に定める1個あたりの助成額及び耐用年数

(交付申請)

第6条 助成を受けようとする児童の保護者等（以下「申請者」という。）は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定医療機関の医師が、助成対象児の聴力検査を実施し、交付した軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書（様式第2号）

(2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器等の見積書

(3) 助成を受けようとする児童の属する世帯全員の所得証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号の助成対象児の属する世帯全員の所得証明書について、申請者の同意に基づき他の方法により確認することができる場合は提出を要しない。

(所得審査)

第7条 市長は、助成を受けようとする児童の属する世帯全員の所得状況を審査し、第4条に規定する助成対象外とならないことを確認するものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、第6条に規定する交付申請書類の内容について、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書の内容を踏まえ、審査し、助成交付の可否を決定するものとする。

る。

- 2 市長は、助成交付を行うことを決定した場合は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付決定通知書（様式第3号）及び軽・中度難聴児補聴器購入費等助成券（様式第4号）を、却下することを決定した場合は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請却下通知書（様式第5号）を、申請者に交付するものとする。

（補聴器等の購入）

第9条 申請者は、前条の規定による助成決定後速やかに、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付決定通知書に記載された補聴器販売事業者において、補聴器等を購入するものとする。

（助成金の請求及び支払い）

第10条 前条により補聴器等を購入した申請者は、軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金請求書（様式第6号）に領収書を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項により請求があったときは、内容を審査のうえ、助成金として交付するものとする。

- 3 市長は、申請者の利便性を考慮し、第1項及び第2項の規定によらず、申請者に助成すべき額の限度において、代理受領に係る軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金支払請求書兼委任状（様式第7号）を受理し、事業者からの請求に基づき市が補聴器販売業者に支払う代理受領を原則とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

項目	名 称	1台(一式)当たりの 助成額 (円)	補聴器に含まれるもの	耐用 年数
補聴器購入費	ポケット型	40,000円	①補聴器本体 (電池を含む) ②耳あて (イヤモールド: 必要とする場合)	5年
	耳かけ型			
	耳穴型(レディメイド)			
	骨導式ポケット型	100,000円	①補聴器本体 (電池を含む) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型		①補聴器本体 (電池を含む) ②平面レンズ	
	耳穴型(オーダーメイド)		①補聴器本体 (電池を含む)	
	FM補聴システム(一式)		①送信機(充電電池を含む) ②受信機	

別表2 (第5条関係)

項目	名 称	1個当たりの助成額 (円)	耐用年数
耳あて等 交換費	耳あて (イヤモールド)	6,000円	3ヶ月
	耳穴型シェル(オーダーメイド)	18,000円	

尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請書

平成 年 月 日					
尼崎市長 あて <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> (児童の保護者) 住 所 氏 名 ㊟ (児童との続柄) </div>					
下記のとおり軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金の交付を申請します。 補聴器購入費等助成申請の交付決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。 また、交付決定後に市外へ住所を変更した場合は、転出先の市町に交付状況を引き継ぐことを承諾します。					
対象児	住 所				
	フリガナ 氏 名				
	生年月日	年 月 日	性別	電話	
身体障害者手帳の申請の有無		有 ・ 無	※障害者総合支援法に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知書の添付を求めています。		
購入する補聴器の種類または交換する耳あて等の種類・個数		補聴器	(左・右) 個	耳あて等	イヤード (左・右) 個 耳穴型 _{シェル} (左・右) 個
最近5年間における軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業による補聴器購入の有無				有 ・ 無 (有りの場合： 市・町)	
耳あて等のみの申請の場合		受診医療機関		医療機関名	
				所在地	
				電話番号	
		利用中の補聴器 種目・型番			
希望する 補聴器販売 事業者	名 称				
	所在地				
	電 話			FAX	

届 出 者	住所			連絡先	
	氏名			対象者との関係	

届出者は、難聴児以外又は難聴児の保護者以外の方が申請する場合にご記入ください。

尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付決定通知書

尼障第 号 平成 年 月 日					
様					
尼崎市長					
平成 年 月 日付けで申請のありました軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成について下記のとおり決定しましたので通知します。					
対象者	住 所				
	(フリガナ) 氏 名				
	生年月日	平成 年 月 日	性別		
交付決定番号			交付決定日	年 月 日	
決定内容					
交付決定額		円			
補聴器業者販売	名 称				
	所在地				
	電 話				
備考					

尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成券

交付番号		交付決定日		平成 年 月 日	
氏 名		男・女		生年月日	
住 所					
保護者氏名		続柄			
補聴器本体		(個・台数)			
		<input type="checkbox"/> 軽・中度難聴用 ポケット型			
		<input type="checkbox"/> 軽・中度難聴用 耳掛け型			
		<input type="checkbox"/> 耳穴型 (レディメイド)			
		<input type="checkbox"/> 骨導式 ポケット型			
		<input type="checkbox"/> 骨導式 眼鏡型			
		<input type="checkbox"/> 耳穴型 (オーダーメイド)			
耳あて等交換		<input type="checkbox"/> FM補聴システム(一式)			
		<input type="checkbox"/> 耳あて (イヤモールド)			
補聴器販売事業者	名 称				
	所在地				
	電 話				
見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円		円	
<p>上記のとおり決定する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">尼崎市長</p>					
適合判定	判定年月日	年 月 日	判定員 職氏名	印	
受領	受領年月日	年 月 日	受領者 氏 名	印	本人との関係

尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請却下通知書

平成 年 月 日				
様				
尼崎市長				
平成 年 月 日付に申請のありました軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請については、下記のとおり却下とすることに決定しましたので通知します。				
対象者	住 所			
	(フリガナ) 氏 名			
	生年月日	平成 年 月 日	性別	
申請事項				
却下の理由				
備 考				

様式第6号（第10条関係）

尼崎市軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金請求書

平成 年 月 日

尼崎市長 あて

(請求者)

住所 _____

氏名 _____ 印

軽・中度難聴児補聴器購入費等助成公費負担額について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額(公費負担額) _____ 円
- 2 補聴器購入等年月日 平成 年 月 日
- 3 添付書類 領収書

受領方法	金融機関	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所
	預金種別 (該当を○で囲む)	1 普通 2 当座
	支店番号	口座番号
	(フリガナ) 口座名義人	

様式第7号（第10条関係）

代理受領に係る軽・中度難聴児補聴器購入費等助成金支払請求書兼委任状

尼崎市長 あて

平成〇〇年〇月〇日付、〇〇第〇〇〇号で交付決定を受けた補聴器(耳かけ型)の引き渡しを受け、次のとおり利用者負担額を支払いましたので助成金の支払いを請求します。

なお、その受領の権限を下記の事業者に委任します。

補聴器等価格	円
利用者負担額	円
補聴器等助成金請求額	円

年 月 日

請求者兼委任者 住 所 _____
(難聴児の保護者) 氏 名 _____ 印

上記の受領の権限を受任しました。なお、支払いについては、事業者の登録口座に振り込んでください。

年 月 日

住 所 _____
受任者 名 称 _____
(事業者) 代表者氏名 _____ 印